

令和3年 第10回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年9月27日 午後2時00分から午後3時27分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 中里 和子 委員 高橋 光行

11. 議決事項及び議事の要領

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から7番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の前窪です。地目は畑で、地積は204㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、横沼の後原方です。地目は畑で、地積は499㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は青木の宮町にある計3筆です。地目は畑で、地積は計337㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、石井の下宿にある計2筆です。地目は畑で、地積は計327㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地に隣接する住宅から東側の道路に出入りする通路として、農地上にシートが敷かれているのを確認しました。代理人を通じ、隣家の方に是正をするよう伝えましたが、現在のところ是正はされていません。しかしながら、通路敷を設置したのが譲受人ではないことから、これを是正しないことを以て許可をしないと判断するのは難しいと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は、上吉田の五良川です。地目は田で、地積は611㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については砂利敷のため地下浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は上吉田の寺ノ辺にある計2筆です。地目は畑で、地積は計370㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、善能寺の西山にある計2筆です。地目は畑で、地積は計421㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 中里委員 2番、3番 三芳野地区 栗原（一）委員
4番 勝呂地区 野口委員 5、6番 坂戸地区 松永委員
7番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、相続により土地を引き継ぎ管理していましたが、県外に住んでいることもあり、土地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件、3番案件の譲渡人は農業を行っていないため、土地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 4番案件の農地がある場所は、著しく市街化が進んでいる地域です。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 5番案件の譲受人は市内で活動する宗教法人です。信者が行事に集まる際に駐車場が不足しているため本申請にいたりました。雨水排水については砂利敷のため地下浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。現状のままでは、事故等の危険性があるため小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は営農しておらず、土地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 7番案件については、現地の確認をしたところ、適切に管理されていました。譲渡人は耕作をしておらず、農地を手放すことになりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 4番案件で是正指導を行った件について、どのように指導したのか詳しく教えてください。

事務局 今回違反があったのは、譲受人ではなく、申請地に隣接する住宅の住人でした。この住宅は、以前、農地転用許可を得て建築されたものですが、数日前の現地確認の際に、住宅から東側の道路へ自動車等で出入りするための通路として、農地上にシートが敷かれているのが確認されました。この件については、代理人を通じて是正するよう話をしましたが、すでに生活のために利用されており、すぐに是正するのが難しく、昨日の現場確認でも、シートの撤去はされていませんでした。

また、今日時点で代理人からは是正されたという連絡は来ていない状況です。

委員 では、転用許可を得ていれば違反をしてもよいのですか。

事務局 今回の件については、本申請の譲受人の違反ではないため、隣家の住民が違反を是正しないことを以て許可をしないと判断するのは難しいと考えます。

委員 農地にはシートのほかに砂利などが敷いてあるのですか。

事務局 シートの下に若干の砂利を確認しました。

委員 今回の申請地を横切ってシートが敷かれているということですので、砂利を取り除くよう、引き続き指導を続けてください。

事務局 是正されるよう指導を続けます。

議長 では、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第38号は許可相当と決定します。

議案第39号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第39号 農用地利用集積計画（案）について審議します。

本件につきましては、農地利用最適化推進委員に係る案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第十条では、農業委員の自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についての議事参与の制限を規定しており、農地利用最適化推進委員についての制限はありませんが、農業委員に対する規定を準用し、委員には退席をお願いします。

（農地利用最適化推進委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

9月分の農用地利用権設定申出は新規のみで、2件、5筆、面積4,935㎡で、すべて一般分です。解約はありませんでした。令和3年10月1日設定後の利用集積面積は、2,952,782.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えま

す。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり決定します。

（農地利用最適化推進委員 着席）

報告第11号 専決処分の報告について

議 長 報告第11号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出12件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出1件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
（質問・意見なし）

次第4 その他

議 長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。
（質問・意見なし）

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第10回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年9月27日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員